

平成 29 年度第 4 回横浜市学校規模適正化等検討委員会 会議録

日 時	平成 29 年 11 月 24 日（金）15 時 00 分～16 時 45 分
開 催 場 所	関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室
出 席 者 （ 8 名 ）	小松委員、野木委員、内海委員、平井委員、村田委員、海上委員、中丸委員、 奈良輪委員
欠 席 者 （ 3 名 ）	片岡委員、森川委員、諏訪部委員
開 催 形 態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し について 2 学校規模適正化等について〈非公開〉
決 定 事 項	1 通学区域制度に関して、追加資料を用いて通学距離、通学区域線等について再度 審議。次回検討委員会においては、通学区域制度について中間とりまとめのかたち で、一定の整理を行うとともに、学校規模適正化に関する審議を行う。 2 議題 2 については、非公開とする旨を決定した。 また、横浜市学校規模適正化等検討委員会の部会を設置し、検討を進めていくこ とを決定した。
議 事	<p><b>1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて</b></p> <p>（委員）</p> <p>国の財政支援策についてご紹介いただきましたが、これを横浜市ではどのような形で運用していこうとしているのかを伺いたと思います。他の自治体では国の補助金をベースにして、要綱等を定めてその具体的な適用を考えているところもあると思います。今回は基準の見直しということですので、その要綱などが既にあってそれを修正しようとしているのか、または新たに運用基準や適用基準を定めて運用を図っていこうとしているのか、そういった点について教えていただけますか。</p> <p>（事務局）</p> <p>通学支援策については本市では実施していないため、要領や要綱等はありません。ただし、現在通学区域の審議を行っている段階で、スクールバス等については十分検討できていないところもありますので、次回以降も、例えば学校を統合する際の方策として考えられるかなど、考え方について整理していきたいと思います。国費の活用については、横浜市では当てはまりにくいような制度となっていますので、仮に導入する場合は、全額市費で対応していくしかないかと思います。</p> <p>（委員）</p> <p>今回の資料に記載しているのは、あくまで情報提供の一つであって、具体的にスクールバス等の遠距離通学に対する支援策を実施したり、国の補助金を活用していくかどうか、市費で対応するのか等、その点はまだ具体的に検討しているわけではないということよろしいですか。</p> <p>（事務局）</p> <p>基本方針は、基本的には考え方をまとめるものでありますので、それぞれの通学区域の問題など、具体的な対策については、個別の地域ごとに検討していくことになり</p>

ます。その際の抛り所になる考え方を整理していくものをご理解いただきたいと思います。

(委員長)

このような国の制度があるということを委員の皆様にも知っていただく必要があるので、幅広く現状の情報提供をいただくと同時に、横浜市の現状を考えると、制度の活用は難しいのではないかと理解でいいのではないかと思います。

(委員)

政令市における通学支援策の実施状況をまとめていただけていますが、全体の状況を見てみますと、横浜市は他の都市と比べると、支援策が少ないように思えるのですが、その点を改善していこうというように考えているということによろしいですか。

(事務局)

現時点で考えているわけではありません。今回の検討委員会の中で委員の皆様にご議論していただくため、資料に記載しております。

(委員)

それを実施するかは別としても、今回このような情報提供をいただくのですから、具体的に検討していくべきではないかと思います。

(委員長)

政令市の事例等について、事務局にとっても丁寧に調査していただきました。政令市といっても、各都市に色々な特徴や特色がございますので、横浜の特色を踏まえて、どういったことが望ましいかということをご意見いただけたらと思っています。

(委員)

横浜市は、どこの通学区域でも徒歩で学校まで通学できるようにしていますが、全国的に見ると、とても緻密に設定されていて、仮にそれを拡大しても国の基準内におさまることが資料からわかるかと思います。場所によってはいびつな形になっている通学区域の学校を統合することも出てくると思いますので、そういう統合の場合は、他都市のようにスクールバスの導入など色々なことを考えると、大きく統合していくことが十分可能であるというように思いました。

(委員長)

横浜市は学校が密集しているし、他都市よりはかなりきめ細かく通学区域が設定されている。学校統合により通学区域が少し広がったとしても、他都市と比べてその基準を大きく外れるところではないことが、資料から読みとれるという意見については、私も同感です。

(委員長)

遠距離通学に関する調査は、小学生でちょうど30分以上なのか、30分超なのかでは、大きく違うので、全児童数に占める割合をそれぞれ30分以上で2.9%、30分超

で1.7%と差があることを資料の中でも示されているのかと思います。30分ぐらいまでであれば適正ということでもいいのかと思います。

(委員)

平成21年度と比べると、29年度は遠距離通学の児童生徒数が増えてきており、その背景にマンションなどの住宅開発、また、学校統合があるということで、そういった状況に対してどのような対応をしていくのかということを検討していかなくてはいけないと思います。その方向性として挙げられるものとして、スクールバス導入などの話はまだ検討の途上であるということだと思いますが、それ以外にこういった方策でこのような課題を今後解決していこうと考えているのか、教えていただければと思います。

(事務局)

今回は、あくまで通学区域や通学距離の基準といった通学区域制度を議論していくにあたり、もう少し柔軟に制度を運用していく必要があるのではないかとということで、バスや公共交通機関の利用などについて例をお示しました。具体的には、次回以降の学校規模の適正化の議論の中で、そのための方策として議論いただきたいと考えています。現時点で明確に、横浜市として通学支援策を推進すべきというところまでは至っておりません。

(委員)

次回以降、方向性をご提示いただけるということであれば、その時に、現在横浜市で遠距離通学者に対して支援を行っていない背景を整理して明確に示していただいた上で、示していただけるといいかと思います。

(委員)

この場ではある程度の基準について検討していくと思いますが、例えば30分以上かけて通学する子どもが1人で登校するのか、あるいはある程度まとまって登校しているのかによっても異なってくる場所はあると思います。文部科学省でも、防犯上死角の多い場所や人通りの少ない場所をできるだけ避けるように通学させるべきということがありますが、学校によっては1人だけで通学する場合と、住宅地があってまとまった人数で通学しているという場合と、ひとつひとつの学校の特色を考慮していかなければいけないと思っています。

各学校の特色、文部科学省の文書に書かれているような防犯上の安全確保の面、それから子どもたちの疲労の面など様々なことを加味して、考えていく必要があると考えました。

(委員長)

1人で帰る子どもと大勢でまとまって帰る子どもの問題に配慮しながら、丁寧に議論していく必要があるということを伺いました。

(委員)

方針を決める際には、様々な地域の事情が考えられるので、それに対応できるよう

な支援策が必要であると思います。遠距離通学者が増えていることは明確で、これからさらに子どもの数が減って学校統合が進んでいけば、さらに遠距離通学者が増えていく可能性が高いと思います。その時に人数が少ないからという問題ではなく、1人1人の子どもが安全に通えるような支援策を提示していく必要があるので、スクールバスなど、色々な交通手段の可能性も含めて、方針の中身を考えていく必要があるかと思いました。

(委員)

意外にも遠距離通学者が多いという印象を受けました。その中には、徒歩以外の通学者もいて、公共交通機関を使っている方もいるようですが、ご家庭の中には経済的に苦しい方もいらっしゃると思いますので、その支援策については早急に検討していただきたいと感じました。

(委員長)

どういう方法で支援するかということはあると思いますが、前回の議論の中でも、学校統合等によって特にご家庭の負担にならないよう配慮することが必要であるという意見がありました。

(委員)

遠隔地からの通学という点では、私が所属している学校の通学区域には、当てはまるところもあるかと思いますが、通学区域特認校なので通学区域外の地域から、電車やバスを使って通学する児童もいます。その保護者は学割を使って定期券を購入しているのですが、全てご家庭の負担になっているようです。保護者の中にはそういった公共交通機関の費用が負担になるという方もいらっしゃったり、高学年になって、徒歩で通学させている方などは、かなりの距離を歩いて通学している現状もあるようです。

遠距離通学に関する調査については、小学生30分以上、中学生40分以上ということですが、やはり周囲の環境も大事かと思いますので、その点も加味していただければと思います。平坦な道の30分なのか、あるいは山道があったり、人の目が届かない農道のような道を通学路として通ってくる子どもたちもいるので、学校統合をする際にはそういった周辺の環境の調査もしっかり行っていただければと思います。

(委員長)

地形の高低差の問題や、通学路の安全の問題など、今後できるだけ子どもの視点に立って、子どもが安全で、安心して通学できるようにというところも整理して、学校規模適正化の中でも議論していければと思います。

(委員)

保護者・地域による学校支援の取組事例は資料のとおりなのですが、学校にとって、地域との連携はどこの学校でも不可欠なものと考えております。

(委員長)

横浜市内のどの地域でも、学校のために本当にご協力いただいている方がたくさんいらっしゃると思います。私達もそのことを踏まえて、学校、保護者・地域で良好な

学習関係の確保、あるいは通学時の安全の確保、その他について今後の議論をしていきたいと思っています。

(委員)

自分が住んでいる区の地域でも、地域で子どもの見守りや登下校時の安全指導を行っています。

資料にもある「子ども 110 番の家」について、協力しようとしてくれる方について、お店などの場合は良いのですが、一般のご家庭などの場合は、留守にしている時間もあり、どのように対応していくべきか、という声を聞くことがあります。その対応も含めて、「子ども 110 番の家」の取組を円滑に進めるための工夫の事例があれば教えていただきたいと思います。

(委員)

とても大きな課題だと思います。事例ということではありませんが、この防犯の関係で一番大きいのは、未然防止だと思います。防犯上良いとされることに、挨拶をすることがありますが、地域の方が声をかけて不審者を子どもに近いところから排除していくということも、「子ども 110 番の家」の札の効力ではないかと思います。

(委員)

保護者・地域による学校支援に関して、大変貴重な事例などをご紹介いただきましたが、非常に素晴らしいことだと思っています。今後、地域の方などによって子どもが守られていくということは非常に重要だと思っておりますが、善意によるボランティアであったとしても、それがその方たちの負担になる可能性もあると思います。そういった時に行政がサポートするとか、制度的な仕組みや助成的な支援があることによって、さらに充実したものになっていくのではないかと思います。現状において、どのようなかたちで行政のそういった取組が行われているのか教えていただけますか。

(委員)

ある区の場合には、区役所の担当の方が学校・地域コーディネーターの方と学校で打合せをして、どのような取組をしているのか、あるいはどのような課題があるのか、ということをお互いに共有、把握していただき、それをまた区内の他の学校などに発信していただくという取組がされています。今後それを受けて、学校と区と連携してやっていければと思っております。

(委員長)

最終的にこの検討委員会で議論した内容を報告書等のかたちでまとめていくという目的もありますので、前回皆様に議論いただいたことを「資料 1-3 通学区域制度に係る委員の意見等 (案)」のようなかたちで事務局に整理していただきました。本日の議論についても踏まえて、次回の会議の中で通学区域制度に関して、中間とりまとめというかたちで一旦整理していきたいと考えております。皆様の意見が最終的にきちんと反映されていくようにまとめていけたらと思いますので、またお気づきの点がありましたらよろしく申し上げます。

	<p><b>2 学校規模適正化等について</b></p> <p>(事務局)</p> <p>議事の(2)「学校規模適正化等について」は、今後の事業の運営上、支障がありますので、横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条3号及び、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱 第4条に基づき、非公開とさせていただきたいと思っております。</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、この議事については、今後の事業に支障があるとのことですので、非公開とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条3号及び、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、この議事については非公開とさせていただきます。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p><b>【資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「会議次第」</li> <li>・「委員名簿」</li> <li>・「座席表」</li> <li>・通学区域制度の審議にあたって</li> <li>・通学区域制度について&lt;追加資料&gt;</li> <li>・通学区域制度に係る委員の意見等 (案)</li> </ul> <p><b>【特記事項】</b></p> <p>なし</p>